

公共事業再評価調書（企業庁）

| | | | | | |
|------|-----------|-------------------|-------------------|----|----------------|
| 部課室名 | 企業庁管理局水道課 | 記入責任者氏名 (担当者名) | 課長 水澤 仁 (山田 健) | 内線 | 5434 (5439) |
|------|-----------|-------------------|-------------------|----|----------------|

| | | | | | |
|------|-------|------------------------|-------------|--------|--------|
| 事業種目 | 工業用水道 | 事業名 市川工業用水 道改築事業 | 事業区間 姫路市 | 総事業費 | 約23億円 |
| 所在地 | | | | 事業採択年度 | 着工年度 |
| 姫路市 | | | | 平成8年度 | 平成8年度 |
| | | | | 完成予定年度 | 平成17年度 |

| 事業の目的 | | 事業内容 |
|--|--|---|
| <p>(1)市川工業用水道の目的 市川工業用水道は、西播磨工業地帯の中心である姫路市臨海部の工業用水の需要に対処するため、昭和37年建設に着手し、昭和39年に約5万m³/日の一部給水を開始し、現在14万m³/日の給水能力を確保しており、関西電力、大阪ガス、山陽特殊鋼(株)、出光興産(株)、合同製鐵(株)など13事業所に工業用水を供給している。</p> <p>(2)改築事業の目的 老朽施設の改築 老朽化した石綿配水管路、送水ポンプ、取水用の転倒堰等の施設の改築を行い施設機能の保持を図る。 給水安全性の強化 配水管のループ化（送水ルートの上重化）により事故災害等に対し安定給水の向上を図る。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 石綿配水管代替管布設 (ダクタイル鋳鉄管 600mm L=1,750m、800 L=1,800m) 配水管ループ化(ダクタイル鋳鉄管 600mm L=1,000m) 転倒堰改築1.0式 送水ポンプ施設取替2台 電気設備改築、仕切弁改築1.0式 生野ダム改良工事負担金等1.0式 〔H12末進捗率〕 41.1% |

| | |
|------|---|
| 進捗状況 | <ul style="list-style-type: none"> 石綿配水管代替管布設(ダクタイル鋳鉄管 600mm L=1,690m、800mm L=1,021m)転倒堰改築、送水ポンプ施設取替1台等の工事が完了している。平成13年度以降の残工事は配水管ループ化(600 L=1,000m)等(事業費約14億円)である。 なお、石綿管代替管布設工事は姫路市区画整理事業と、配水管ループ化工事は国道250号バイパス工事と同時施工を行うことから、工事行程を調整し工期10年間の予定で事業を進めている。 |
|------|---|

| 評価視点 | | 評価内容 |
|--------------------------|--|---|
| (1)必要性 安全・安心 | | <ul style="list-style-type: none"> 石綿配水管は設置後36年経過(法定耐用年数25年)し、老朽化に伴う破損等により断水するおそれがあるため、ダクタイル鋳鉄管に改築を行う必要がある。 併せて、配水管幹線部のループ化(送水ルートの上重化)を行い、事故災害等に対し安定給水の向上を図る。 送水ポンプは設置後28年経過(法定耐用年数15年)し、老朽化及び腐食が著しく故障等による送水停止のおそれがあるため、改築する必要がある。 その他の施設についても法定耐用年数を越え老朽化しており、改築する必要がある。 |
| (2)有効性・効率性 有効性 効率性 | | <ul style="list-style-type: none"> 費用便益比 $B/C = 2.2$ 他事業と同時施工をすることにより、効率性、経済性を高めている。 |
| (3)環境適合性 | | <ul style="list-style-type: none"> 本事業は、主として既存施設の改築を行うものであり、環境に大きな影響を与える工事は無い。 配水管埋設工事については、他事業との同時施工を実施し、環境へ与える影響を極力抑えている。 |
| (4)優先性 | | <ul style="list-style-type: none"> 本工業用水道は、給水対象に電力、ガス、石油等の産業活動や県民生活に直結した重要事業所が含まれ、工業用水道施設の老朽化や災害等による断水の影響は広範囲に及ぶことが懸念されることから優先的に改築事業を行っていく必要がある。 |

| | | |
|---------|----|---------------------------|
| 企業庁の考え方 | | |
| 評価の結果 | 継続 | 左の理由 ・上記理由により継続が妥当である。 |